



ビューローベリタス関東 4 事務所（東京新宿、東京御茶ノ水、立川、横浜）をいつもご利用いただきありがとうございます。最新情報をお知らせいたします。

## -INDEX-

### 【トピックス】

- ◆ [「住宅省エネルギー性能証明書発行」業務範囲の拡大（既存住宅も対象）](#)
- ◆ [省エネ適合性判定員を募集します（業務委託）](#)
- ◆ [【再掲】改訂版「告示にかかる審査」解説コラム連載《限界耐力計算に想定される適用範囲と損傷限界の検討における留意点》](#)
- ◆ [建築知識のボン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.48 | 病院・診療所 | 病院・診療所の排煙設備を理解するボン！](#)

### 【最新情報（法令・地域条例）】

#### <地域条例等>

- ◆ 茨城県常陸大宮市／土砂災害特別警戒区域等の変更（再指定）について
- ◆ 茨城県龍ヶ崎市／龍ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区の変更の告示について
- ◆ 茨城県阿見町／急傾斜地崩壊危険区域の指定について
- ◆ 茨城県ひたちなか市／水戸・勝田都市計画用途地域の変更について
- ◆ 茨城県稲敷市／稲敷東部台都市計画地区計画の決定について（角崎地区）（犬塚地区）
- ◆ 茨城県筑西市／下館・結城都市計画公園の変更について
- ◆ 茨城県龍ヶ崎市／龍ヶ崎・牛久都市計画道路の変更について
- ◆ 茨城県水戸市／水戸・勝田都市計画用途地域の変更について
- ◆ 埼玉県所沢市／建築基準法第 68 条の 2 の規定に基づく地区計画条例の運用について
- ◆ 東京都新宿区／「新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の改正について
- ◆ 東京都／東京都建築安全条例第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく区域の指定一部解除について
- ◆ 神奈川県川崎市／災害危険区域の指定について
- ◆ 関東以外の地域について

#### ▼関東 4 事務所からヒトコト

- ◆ 営業 吉田

### 【インフォメーション】

- ◆ [建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介](#)
- ◆ [建築設計事務所様からの「12 条点検（建築基準法第 12 条定期報告）」業務委託が可能ですが](#)
- ◆ [技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介](#)

## トピックス

### 「住宅省エネルギー性能証明書発行」業務範囲の拡大（既存住宅も対象）

2023 年 10 月 25 日より既存住宅の省エネルギー性能証明書の発行業務を開始しましたのでお知らせいたします。

#### ◆対象とする既存住宅

次の①から③を満たす、建築確認を取得した住宅を対象とします。

- ① 既存住宅の取得 または 買取再販住宅の取得で以下要件を満たすもの
- ・評価書等の活用ができるもの\*
  - ・新築時以降増改築をしていないもの

\*建設住宅性能評価書、フラット 35 適合証等で断熱等性能等級および一次エネルギー消費量等級が基準をみたと確認できるもの

- ② 家屋番号が付与されたもの  
③ 工事監理報告書※の提出があるもの

※建築士法施行規則第 17 条の 15 に規定する工事監理報告書

対象の住宅は、家屋番号が付与され、工事監理報告書（③に定めた書類等）が提出された「現場審査を必要としない住宅」とします。

[→詳しくはこちら](#)

[→ビューローベリタスの住宅省エネルギー性能証明書発行業務について](#)

### 省エネ適合性判定員を募集します（業務委託）

[省エネ適合性判定業務](#)の体制強化を図るため、業務受託者を募集します。2025 年の大規模な建築物省エネ法改正および 2030 年にかけて省エネ基準の段階的な厳格化が予定されており、今後は省エネ適合性判定対象の用途・規模が拡大し、判定対象物件数の急増が見込まれます。

資格を活かして働きたい審査未経験者も歓迎です。この機会に業務委託で活躍しませんか？

#### ■業務内容

省エネ適合性判定業務の全部または一部を委託。

（建築・設備図等を元に作成された省エネ計画の中身を確認し、計算結果を判定）

#### ■勤務地

リモートワーク（在宅やご自身のオフィスで審査）

#### ■応募方法 下記ウェブサイトより応募ください。

URL:<https://www.bvjc.com/careers/jobs.html#job05>

#### ■お問合せ先

電話： [03-5577-8382](tel:03-5577-8382) メール：[bec.jp@bureauveritas.com](mailto:bec.jp@bureauveritas.com)

### 【再掲】改訂版「告示にかかる審査」解説コラム連載

2006 年に掲載していたコラム「告示にかかる審査」解説シリーズの改訂版を、「避難安全検証法」、「免震建築物の審査」、「限界耐力計算」、の 3 つの分野に展開し、2022 年 11 月より連載コラムとして掲載しております。今回は「[限界耐力計算に想定される適用範囲と損傷限界の検討における留意点](#)」の記事をご紹介します。

- 限界耐力計算《限界耐力計算に想定される適用範囲と損傷限界の検討における留意点》  
[https://www.bvjc.com/column/column\\_009.html](https://www.bvjc.com/column/column_009.html)

### 建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.48 | 病院・診療所 | 病院・診療所の排煙設備を理解するポン！

建築のプロに必要な情報をタイムリーに提供する専門誌「建築知識」2023 年 12 月号（2023 年 11 月 20 日発行/株式会社エクスナレッジ）に、弊社社員が記事を執筆しました。

→続きはこちら <https://www.bvjc.com/news/231120.html>

### 最新情報（法令・地域条例）

●茨城県常陸大宮市／土砂災害特別警戒区域等の変更（再指定）について

土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果、土砂災害警戒区域等の再指定が必要となりました。  
すべて変更であり新規指定はありません。区域については茨城県河川課の ウェブサイトをご確認ください。

・お問い合わせ先

茨城県 土木部都市局建築指導課 企画グループ

[TEL:029-301-4716](tel:029-301-4716)

●茨城県龍ヶ崎市／竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区の変更の告示について

9月6日付で竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区の変更について 市決定告示が出されました。  
詳細については県のウェブサイトならびに下記問い合わせ先へお願い致します。

・お問い合わせ先

茨城県 土木部都市局建築指導課 企画グループ

TEL:029-301-4716

●茨城県阿見町／急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地崩壊危険区域(阿見町青宿地区)の新規指定が、9月19日付で告示されました。

なお、区域の詳細について確認を必要とする場合は以下の関係機関へお問い合わせください。

・茨城県土木部河川課 TEL:029-301-4480 ・茨城県竜ヶ崎工事事務所 TEL:0297-65-1716

・お問い合わせ先

茨城県 土木部都市局建築指導課 企画グループ

[TEL:029-301-4716](tel:029-301-4716)

●茨城県ひたちなか市／水戸・勝田都市計画用途地域の変更について

10月23日付けで次の告示が出されました。市町村名：ひたちなか市

案件：①水戸・勝田都市計画用途地域の変更、②水戸・勝田都市計画ひたちなか地区南部地区地区計画

詳細については下記にてご確認ください。

URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kikaku/tosikeikakuzyouhou2023.html>

・お問い合わせ先

茨城県 土木部都市局建築指導課 企画グループ

[TEL:029-301-4716](tel:029-301-4716)

●茨城県稲敷市／稲敷東部台都市計画地区計画の決定について（角崎地区）（犬塚地区）

10月23日付けで次の告示が出されました。市町村名：稲敷市 案件：稲敷東部台都市計画地区計画の決定について

①犬塚地区地区計画 ②角崎地区地区計画

詳細については下記にてご確認ください。

URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kikaku/tosikeikakuzyouhou2023.html>

・お問い合わせ先

茨城県 土木部都市局建築指導課 企画グループ

[TEL:029-301-4716](tel:029-301-4716)

●茨城県筑西市／下館・結城都市計画公園の変更について

10月23日付けで次の告示が出されました。市町村名:筑西市 案件:下館・結城都市計画公園の変更

詳細については下記にてご確認ください。

URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/tokei/tetsuduki/r050410chikusei.html>

・お問い合わせ先

茨城県 土木部都市局建築指導課 企画グループ

[TEL:029-301-4716](tel:029-301-4716)

#### ●茨城県龍ヶ崎市／龍ヶ崎・牛久都市計画道路の変更について

10月23日付けで次の告示が出されました。市町村名：龍ヶ崎市

案件：

①龍ヶ崎・牛久都市計画道路の変更について（市決定）

・都市計画道路の名称の変更（8・7・1 歩行者専用1号線→8・6・1 歩行者専用1号線）

・歩行者専用道路の追加（8・7・7 歩行者専用5号線）

②龍ヶ崎・牛久都市計画道路の変更について（県決定）

・都市計画道路の名称の変更（3・3・20号佐貫駅停車場馴柴線→3・3・20号龍ヶ崎市停車場馴柴線）

詳細については下記にてご確認ください。

URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kikaku/tosikeikakuzyouhou2023.html>

・お問い合わせ先

茨城県 土木部都市局建築指導課 企画グループ

[TEL:029-301-4716](tel:029-301-4716)

#### ●茨城県水戸市／水戸・勝田都市計画用途地域の変更について

水戸市における道路の変更が次の通り予定しています。

市町村名：水戸市

案件：①水戸・勝田都市計画 用途地域の変更、②高度地区の変更、③土地区画整理事業の変更、

④東前第二地区地区計画の決定

・お問い合わせ先

茨城県 土木部都市局建築指導課 企画グループ

[TEL:029-301-4716](tel:029-301-4716)

#### ●埼玉県所沢市／建築基準法第68条の2の規定に基づく地区計画条例の運用について

都市計画決定されていた「三ヶ島工業団地地区地区計画」について、地区整備計画の内容の一部を建築基準法に基づく条例（条例名:所沢都市計画所沢三ヶ島工業団地地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例）に定めて運用してきましたが、同条例第2条に定める「三ヶ島工業団地地区地区計画」が、令和5年10月6日に廃止告示されたため、同条例は廃止されていないものの、適用される建築物等がなくなりました。

・お問い合わせ先

所沢市 街づくり計画部建築指導課

[TEL:04-2998-9180](tel:04-2998-9180)

#### ●東京都新宿区／「新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の改正について

令和5年10月17日に、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく「新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を改正いたしました。

神楽坂三・四・五丁目地区計画、見返り横丁およびかくれんぼ横丁に面する自動車車庫の建

築制限の追加、避難経路の位置に関するただし書きの追加 等

詳細については下記にてご確認ください。

URL: [https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan01\\_001067.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan01_001067.html)

・お問い合わせ先

新宿区 都市計画部建築指導課 福原

[TEL:03-5273-3732](tel:03-5273-3732)

#### ●東京都／東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定に基づく区域の指定一部解除について

下記区域につきまして東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定に基づく区域の一部を解除しました。

一部の指定を解除する区域：江戸川区南小岩七丁目地内

指定・施行：令和5年10月10日

・お問い合わせ先

東京都市整備局市街地建築部建築企画課

[TEL:03-5388-3343](tel:03-5388-3343)

#### ●神奈川県川崎市／災害危険区域の指定について

川崎市建築基準条例第3条の規定に基づき、災害危険区域を指定しました。

指定年月日:令和5年10月4日 / 指定区域名称:久末E地区災害危険区域

詳細については下記までお問い合わせください。

川崎市 川崎区宮本町1番地 建築企画担当

[TEL:044-200-3018](tel:044-200-3018)

FAX:044-200-3089

### 関東以外の地域について

#### ●静岡県島田市／島田市都市計画新東名島金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例」の施行について

島田市都市計画新東名島金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例」の施行について、令和5年10月10日に交付および施行しました

詳細については下記にてご確認ください。

URL: <https://www.city.shimada.shizuoka.jp/gyosei-docs/chikukeikakutoha.html>

・お問い合わせ先

島田市都市基盤部建築住宅課

[TEL:0547-36-7184](tel:0547-36-7184)

#### ●広島県／広島県宅地造成および特定盛土等規制法施行条例等の施行期日について

広島県／広島県宅地造成および特定盛土等規制法施行条例等の施行期日が定められました。（広島市・福山市・呉市を除く県内全市町）

広島県宅地造成および特定盛土等規制法施行条例(令和5年広島県条例第21号)の施行期日は令和5年9月28日とする。

#### ●広島県／広島県建築基準法施行条例第4条の2第2項第6号の認定基準について

広島県/広島県建築基準法施行条例第4条の2第2項第6号（がけ付近の建築物建築物の位置および構造、がけの土質並びに災害防止措置の状況により特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めたとき）の認定基準が定められました。

・お問い合わせ先  
広島県 建築課 建築指導グループ  
TEL:082-513-4183

#### ●広島県/急傾斜地崩壊危険区域の指定について

広島県建築基準法施行条例（昭和47年条例第16号）第3条の規定により指定されました。  
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第三条第一項の規定によって次の土地の区域が急傾斜地崩壊危険区域に指定されました。

庄原市 西城町 小鳥原 北河内・柏ヶ原 地明地区  
広島市西区 古江西町 古江西町二十五地区（追加）  
安芸郡 海田町国信二丁目・海田町 国信二丁目十地区

・お問い合わせ先  
広島県建築課 構造審査グループ  
TEL:082-513-4159

#### ●広島県/安芸高田市の所管事務所の変更について

令和6年4月1日より安芸高田市の所管事務所が西部建設事務所から北部建設事務所に変更となります。

・お問い合わせ先  
広島県建築課 建築指導グループ  
TEL:082-513-4183

#### ●広島県/構造計算適合性判定の電子申請の受付開始について

広島県では、県知事に対する構造計算適合性判定申請（延べ床面積1,000㎡以下）の電子申請を令和5年11月1日8時30分から受付を開始いたしました

詳細については下記にてご確認ください。

URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/tekihan231101.html>

・お問い合わせ先  
広島県 建築課 構造審査グループ  
[TEL:082-513-4159](tel:082-513-4159)

#### ●佐賀県/建築基準法に関する取り扱いの公表について（お知らせ）

佐賀県における建築基準法に関する取り扱いをまとめた「建築基準法に関する取り扱い」の項目を追加した5訂版が作成されました。

詳細については下記にてご確認ください。

URL: <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00369117/index.html>

・お問い合わせ先  
県土整備部 建築住宅課 建築指導担当  
TEL:0952-25-7165

#### ●沖縄県/宮古都市計画臨港地区の変更（令和5年9月29日付け）について

沖縄県より宮古都市計画臨港地区「平良臨港地区」の変更の告知がありました

詳細については下記にてご確認ください。

URL: [https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/toshimono/kikaku/press/miyakorinkou\\_r5kokuj.html](https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/toshimono/kikaku/press/miyakorinkou_r5kokuj.html)

・お問い合わせ先  
土木建築部都市計画・モノルール課（代表）  
TEL:098-866-2408

## 関東 4 事務所からヒトコト

暦のうえでは小雪(しょうせつ)、わずかな雪が降るという意味ですが、この時期は全国的に一気に冷え込み、大雪の地域もあるようです。これから年末に向けてさらに冷え込みが厳しくなり、仕事も多忙になりがちのため、体調管理がもっとも重要な季節といえるかもしれません。皆様におかれましても万全の体調でこの時期を乗り越えて参りましょう。

営業 吉田

## インフォメーション

### 建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、現在は**年間 12,000 件\***の検査を実施しております。\* 2022 年 1 月～12 月の検査実績

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら <https://www.buil-repo.com/>

### 建築設計事務所様からの「12 条点検（建築基準法第 12 条定期報告）」業務委託が可能です

- ・第 12 条定期報告関連の入札を検討しているが対応できないため断念している
- ・手に負えない規模や、遠方エリア案件があるためお断りしている
- ・外壁打診調査など自社で実施ができない物件がある

→お問い合わせはこちら

### 技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL 認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査（QATA）などを行っています。

→技術監査サービスについての詳細はこちら <https://kansa.bvjc.com/>

※※Newsmail の情報・URL 先等は 2023 年 11 月 28 日現在の情報です。※※  
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## お問い合わせ

ビューローベリタスジャパン株式会社建築認証事業本部

東京新宿事務所 [\[MAIL\]](#)

電話: [03-5325-7338](tel:03-5325-7338)

FAX: 03-3342-8515

東京御茶ノ水事務所 [\(MAIL\)](#)

電話:[03-5577-8382](tel:03-5577-8382)

FAX:03-5577-8421

立川事務所 [\(MAIL\)](#)

電話:[042-548-0251](tel:042-548-0251)

FAX:042-548-0252

横浜事務所 [\(MAIL\)](#)

電話:[045-440-1650](tel:045-440-1650)

FAX:045-451-5215

ウェブサイト:[Bureau Veritas Japan](#) | [建築確認](#)

(C)2023 Bureau Veritas Japan